令和９年４月放課後ルーム入所申請をされる方へ

ご申請に伴う注意事項となりますので、必ずご一読いただき、お手元に保管しておいてください。

1. 入所審査の結果について

（1）一次申請期間に申請された方の審査結果は、**令和９年２月末頃**にすべて郵送でお知らせいたします。

（2）二次申請期間に申請された方の審査は、一次申請期間に申請された方の審査後に入所が可能な施設についてのみ行います。結果については**令和９年３月下旬**に、入所が内定した場合は郵送で、内定しなかった場合はお電話でお知らせいたします。

2. 審査方法について

（1）入所審査は「船橋市放課後ルーム条例施行規則」第７条第１項及び「船橋市放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱」第３条に規定する審査基準に基づき行います。規則、要綱は市ホームページで「放課後ルーム　規則」または「放課後ルーム　要綱」と検索していただくか、放課後児童支援課までお問い合わせください。**なお、定員を超え、その２割増の人数までは、小学１～３年生を優先して受け入れております。**

（2）申請利用区分は４つの選択肢があります。**選んだ選択肢に関わらず、審査の結果、優先度が高い方から利用が内定します。**以下の場合、B→A→C の順に内定します。ただし、B の内定後、「ショート利用」にのみ空き枠がある場合、A は内定せず、C が「ショート利用」で内定します。

例	選んだ選択肢	点数
A	通常利用のみ希望	24
B	ショート利用を希望、入所できない場合は通常利用でも可	26
C	ショート利用のみ希望	20

（3）就労証明書をご提出される場合は、以下の注意事項を確認し、記入に不備・不足がないか十分ご確認ください。訂正する場合は、訂正印（会社印・担当者個人印は問わない）が必要となります。**追記をする場合も、就労先の方による記入が必要になります**ので、ご自分で訂正や追記を行わないでください。

※就労証明書の内容に疑義がある場合は、会社に直接問い合わせをさせていただきます。

①　固定就労の方

- 「勤務日」に✓をしてください。
- 日曜日が固定休日でない場合は、勤務日数から日曜日の勤務分を除いて審査します。
 （例）**日曜日を含めて**週５日勤務　→　**週４日勤務**として審査

②　変則就労（シフト制等）の方

- 直近６か月のうちいずれか１か月分の勤務実績または勤務予定で審査しますので、勤務予定表（シフト表）または勤務実績表を就労証明書に添えてご提出ください（勤務実績表の標準様式が市ホームページに掲載されておりますので、必要に応じご活用ください）。
- **勤務日数に関する審査は以下のとおり行いますのでご注意ください。**

日曜日を除いて月 20 日以上勤務	➡ 月 20 日、**週５日勤務**として審査
日曜日を除いて月 16～19 日勤務	➡ 月 16 日、**週４日勤務**として審査
日曜日を除いて月 12～15 日勤務	➡ 月 12 日、**週３日勤務**として審査

※有給休暇や欠勤は、勤務予定があったものとして勤務日数に含みますので、必ず記入してください。

③　育児休業中の方

- **令和９年４月３０日（金）までに復職予定がある場合**には**「就労」として審査**を行うため、就労証明書の「復職（予定）年月日」欄に復職予定日をご記入ください。備考欄に**「保育園に入れたら復職」**というような不確定な記入がある場合は**「育児休業中」としての審査**となるためご注意ください。
- **令和９年５月１日（土）以降に復職**される場合は、**「育児休業中」として審査**となります。

④　その他

- 就労証明書に記入されている就労状況（就労日数、就労時間等）が、令和９年４月時点まで継続しているものとして審査します。ただし、**就労状況の変更予定の記入がある場合には、令和９年４月時点での就労状況で審査します。**
- ご提出いただいた就労証明書で、勤務パターンが複数通り読み取れる場合は、**読み取れる範囲の中で一番低い点数で審査します。**そのため、就労日数、曜日、始業及び終業の時刻のいずれか一つでも一定でない場合は、変則就労として勤務予定表（シフト表）または勤務実績表のご提出をお願いいたします。

裏面に続きます

3. 書類の不備・不足等で追加提出が必要な場合

（1）ご提出いただいた申請書類に、不備・不足があった場合等は原則、郵送でお知らせします（オンライン申請において、申請画面の中で該当書類について「準備ができていないので、提出期限内に別途提出する」が選択されている場合、こちらから案内はいたしません）。放課後児童支援課からの文書が届きましたら、速やかに内容をご確認ください。

（2）追加書類の提出の締切は、以下のとおりとなります。

① **一次申請期間**に申請された方 → **令和９年１月８日（金）**

※オンライン・窓口持参は午後５時まで、郵送の場合は消印有効

② **二次申請期間**に申請された方 → **令和９年３月５日（金）**

※オンライン・窓口持参は午後５時まで、郵送の場合は必着

（3）**入所要件確認のための必要書類（就労証明書等）は、必ず期限までにご提出ください。**入所審査は、期限までにご提出いただいた書類に基づき行います。ご提出が遅れますとご入所いただけない場合がございますのでご注意ください。

（4）追加提出いただいた書類に不備・不足があると再度提出をお願いする場合がございます。締切間際に書類をご提出いただきますと、再提出等が締切に間に合わないことがございますので、ご提出は余裕をもってお願いいたします。

（5）求職要件でご入所いただいた場合、**令和９年４月 15 日（木）までに「就労証明書（令和９年５月までに勤務開始しているもの）」の提出が必要**です（オンラインの場合は**同日午後７時締切**）。**ご提出がない場合、令和９年４月末日で退所**となります。

4. 申請後について

（1）申請後、転居、転校、家族状況、保護者の就労状況等に変更があった場合、速やかに**放課後児童支援課へお電話ください。**あらためて就労証明書等が必要になる場合がございます。

（2）申請した放課後ルームの変更をしたい場合は、以下の期限までに**放課後児童支援課へお電話ください。**

① 一次申請期間に申請された方 → **令和９年１月２０日（水）午後５時まで**

② 二次申請期間に申請された方 → **令和９年３月５日（金）午後５時まで**

5. 申請を取り下げる場合

（1）利用希望を取下げたい場合、以下の期限までに**放課後児童支援課へお電話ください。**

① 一次申請期間に申請された方 → **令和９年３月１７日（水）午後５時まで**

② 二次申請期間に申請された方 → **令和９年３月２６日（金）午後５時まで**

（2）入所が内定している場合、**取下げの連絡がないとそのまま入所が決定し、児童育成料(おやつ代含む)がかかります。**

6. その他

（1）入所申請書類の到着の有無について、放課後児童支援課からは連絡いたしませんので、ご不安な場合は、**記録が残る郵便でご提出ください。**

（2）内定した方は、入所説明会の出席や日程確認のため放課後ルームへお電話をお願いします。放課後ルームの電話番号は内定通知に記載しております。一次申請期間に申請された方は、内定通知に説明会の日時も記載してあります。記載の日時への参加が難しい場合は、**放課後ルームに直接ご相談いただき、**最初の登所日までに必ず入所説明会にご参加ください。ご参加されていない方のご利用は、お断りする場合がございますのでご注意ください。

（3）１ つの小学校に複数の放課後ルームがある場合のクラス分けは、**入所説明会でお知らせする予定**です。入所する児童の学年や男女比等で決定するため、**ご要望には対応いたしかねます。また、入所後のクラス変更のご要望も対応いたしかねます。**

【問合せ】　放課後児童支援課　　電話 047-436-2319